

愛川町教育委員会

平成27年2月23日

愛川町教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 27 年 2 月 23 日（月）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 35 分

- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 201 会議室

- 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 前回会議録の承認について
日程第 3 教育長報告事項について
 - (1) 教育長報告事項
 - (2) 平成 27 年度教職員人事配置状況について
 - (3) 平成 27 年度愛川町就学措置について日程第 4 愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申について
日程第 5 神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会規約について
日程第 6 愛川町いじめ問題調査委員会及び愛川町いじめ問題検証委員会条例について
日程第 7 愛川町教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び愛川町長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8 愛川町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
日程第 9 愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 10 平成 26 年度愛川町教育委員会表彰（随時）被表彰者の決定について
日程第 11 協議事項
 - (1) 平成 27 年度教育予算について日程第 12 その他
 - (1) 第 69 回市町村対抗「かながわ駅伝競走大会」の結果について
 - (2) 愛川町議会委員会条例の一部改正について

4 出席委員	教育委員長	井上正博
	委員長職務代理者	平田明美
	教育委員	榮利隆一
	教育委員	梅澤秋久
	教育長	熊坂直美

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	佐藤隆男
参事兼教育総務課長	沼田孝作
生涯学習課長	山田正文
スポーツ・文化振興課長	小島義正
教育開発センター指導主事	井上真彰
指導室指導主事	藤本謹吾
指導室指導主事	板橋康史
教育総務課副主幹	馬場貴宏

◎開会

○（井上委員長） それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会2月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

○（井上委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎日程第2

- （井上委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。
1月定例会分でございまして、会議録につきましては既に配付のとおりであります。
これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑がありましたらお願いします。
(発言する者なし)
- （井上委員長） よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- （井上委員長） 特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議
ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより表決に入ります。
日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。
本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。
よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。
なお、定例会終了後に会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方は署名をお願いします。
-

◎日程第3

- （井上委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。
(1) 教育長報告事項の説明をお願いします。
——教育長より詳細について説明——
- （井上委員長） これより質疑に入ります。
(1) 教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたら、お願いします。
(発言する者なし)

○（井上委員長） 特にありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） よろしいですね。

特に質疑がありませんので、（１）教育長報告事項についてはご了承願います。

次に、（２）平成27年度教職員人事配置状況についての説明をお願いします。

○（熊坂教育長） それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。左側半分が今年度、4月7日付での配置の状況でございます。右側半分が来年度、4月6日に配置の見込みの数でございます。内容についてご説明申し上げたいと思います。

主には、来年度の4月6日のほうの表でご説明を申し上げたいと思います。

まず、中津小でございますが、普通学級、それから、特別支援学級、クラス数の変更はございません。したがって、校長、規定分、その辺は変わりがございます。

規定外のところですが、今年度の4月には6人でして、来年度の4月は8人ということがございます。内訳は、直接中津小で規程外として勤務される方としては変わらないんですが、拠点校指導教員の在籍校、主たる在籍校を中津小学校にするということで、そこが1名増になってございます。

それから、研修というのがあるかと思いますが、これは1年間の企業派遣ということで、横浜のホテルへ派遣ということで、来年度は1名在籍がございます。したがって、その2名が増ということで、合わせまして34ということがございます。したがって、実質的には変わりがないという状況でございます。

続いて、高峰小ですが、クラス数が変わらないということなんですが、実は、2年生が少人数指導をしておりますので、これは、予算の上での加配教員ということで対応しております。そういうことで、3年生になりますと、これが実質的には1学級36人に戻ってしまいますので、この関係で教員の数が減ってくると、そういうような形が出てまいります。そういうことで、今年度と比べましてマイナス1ということ、14ということがございます。

それから、田代小につきましては、特に学級数、変更がございますので、今年度と同じ15人の配置ということになります。

半原小につきましても学級数の変動はございませんので、今年度と同じ24ということがございます。

それから、中津第二小でございますが、普通級が1学級減になります。ここの13から12への減というのは、教員の配置数でいきますと、1人ではなくて2人減という段階に当ては

まっております。したがって、1学級減ですが、規定分の教員が2減ということになっております。

そのほか、規定外では、特別支援学級が人数が多くなったということで、そこには特複と書いてあるかと思いますが、これが1増えております。したがって、全体では、中津第二小学校は1名減の24人という予定でございます。

それから、菅原小学校でございますが、学級数のほうに変動ありませんので、規定分は同じでございますが、今年度、拠点校指導教員の拠点校の配置が、ここ菅原小学校を拠点としておりましたので1ありましたが、これが中津小学校増え移りましたので、これが1人減と、そのほか、特別支援学級が、人数の関係で複数配置が2人ありましたが、1減ということになります。したがって、教員のほうが、数字の上では2減ですが、実質的に1減であるという形になってございます。

全体を合わせまして、小学校の場合には140名の配置ということで、今年度に比べまして2人減ということでございます。

そのところで、下側に括弧書きがあるんですが、括弧書きは臨任を入れている数でございます。今年度は、小学校、臨任を15入れておりましたが、なるべく臨任は減らしたいということで、来年度は8人という予定で出しております。そういうことで、臨時的任用職員は7名減るとい形になります。

続いて、中学でございますが、愛川東中学校は、特別支援学級が1減ということで、規定分で特支と書いてある、特別支援学級の規定分は1減になります。

それから、次が、規定外でございますが、特複が3と書いてありますように、支援級全体の学級数は減ったんですが、人数が多い関係もありまして、特別支援の複数配置が3ということでプラス1になってございます。

それから、今年度より不登校の子供たちに対応します適応指導教室担当教員の在籍が東中学校に移ります。桜台のほうへ移りましたので、その関係で適応指導のほうは1名プラスになっております。したがって、実質的には適応指導のほうの先生を減らしますとちょうど40ということで変わりがないという数字になります。

それから、愛川中学ですが、ここはクラスの増減がありませんので、規定分の先生方は変わりがございません。

それから、規定外では、今お話ししました適応指導教室のほうは、在籍が愛川東へ移りますので、これが1人減と、それから、特別支援の複数配置、これが2ありましたが、生徒数

の減で1ということになります。したがって、全体では、数の上では27ということで2減ですが、実質的には1減という形になります。

続きまして、愛川中原中学校でございますが、普通級は1減の9学級、特別支援学級が逆に2増えまして5という形になってございます。したがって、規定分の教員の数は、差し引き、これは変わらない形になっております。それから、規定外では、特別支援学級が、複数配置が1つつきましたので、これがプラス1となります。したがって、全体では30人ということで、中原中はプラス1人という形になってございます。

中学校の合計では、普通学級が1減、特別支援級が1プラスということでございます。教員の数は全体で同じでございますが、臨任の数は、中学も少しでも減らそうということで、17から12という形になってございます。

最後のところは総計でございます。

以上、雑駁でございますが、来年度の教員の配置状況、今の段階での見込みでございます。よろしくお願いたします。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

（2）平成27年度教職員人事配置状況について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですか。

（発言する者なし）

○（井上委員長） 質疑のほういいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） では、質疑がありませんので、（2）平成27年度教職員人事配置状況については、ご了承願います。

次に、（3）平成27年度愛川町就学措置についての説明をお願いします。

○（藤本指導室指導主事） それでは、資料3をご覧ください。

平成26年度の愛川町就学指導ということで、来年度に向けまして支援学級の在籍、また、通常学級の在籍、あるいは、支援学級からの退籍等についての審議が全て終わりました上で、保護者との協議等も済ませまして、来年度に向けての就学の措置がほぼ決定しましたので、

そのご報告となります。

概略ですが、就学指導委員会につきましては、26年度、開催回数が5回となっております。この回数には臨時の就学指導委員会2回を含んでおります。全体会は3回ということになります。

その5回の就学指導委員会におきまして、就学指導委員会の審議の対象となりました人数が51件、51名です。内訳としましては、第2回就学指導委員会で37件、これは既に就学している小中学校の児童・生徒のお子さんについてですが、37名を審議いたしました。第3回の就学指導委員会では12件、来年度小学校1年生入学のお子さんについての審議を12名行っております。

なお、臨時の2回におきまして、既就学、既に就学している児童・生徒であります。正規の就学指導委員会のところで間に合わなかったり、その後で障害による困難さが出てきたというようなケースについて扱っているのが2件、2名ということになります。

その51件につきまして、下の表のとおりになっております。

まず、小学校ですが、答申につきましては30件出ております。そこに書いてあるとおり、答申において通常学級と答申が出たのが9名、そして、就学措置も9名ですが、備考のところにありますように、実は、答申では、自閉症・情緒級への措置が適当と出たところから1名、こちらの通常級への措置となっておりますので、逆に、通常級と答申が出ましたけれども、ほかに行った者が1名いるということになります。

特別支援学級の知的の答申が出た者が9名で、就学措置が9名、これはそのまま答申どおりの措置となりました。肢体のおさんは、今回は件数が上がっておりません。病弱についても、小学校、上がっておりません。弱視も同じく、難聴も同じくです。

自閉症・情緒級につきまして、答申が13件、そして、措置が13名ですが、ここは、先ほどの通常級とクロスする形で、措置としましては、通常級が適当であると出た中から、その後、保護者の方の障害の理解ですとか合意形成が進みまして、自閉症・情緒への措置となった者が1名おります。

県立の特別支援学校への答申はゼロ件、その他保留等でまだ審議の途中というのもゼロ件ですので、合わせて30件となります。

それから、中学校のほうにまいりまして、中学校ですが、通常学級の答申が2名、そして、縦に読ませていただきますと、知的が9名、肢体がなし、病弱が1名、弱視が1名、難聴はなしで、自閉症・情緒が7名、そして、県立特別支援学校が1名の21件の答申、そのまま答

申どおりの措置となっておりますので、備考欄は空欄でございますが、そのとおりの数字で就学措置ということで予定をしております。

報告は以上ですが、今年度、26年度の当初のスタートが、小学校90名の在籍、そして、中学校に43名ということで、合わせまして133名が支援学級に在籍しておったのですが、この答申等をもとに来年度の予定で申し上げますと、小学校が9名増えて99名、中学校が3名増えて46名の計145名ということで、今年度頭よりも12名の増という形でのスタートとなりそうでございます。

この数字、大体毎年10から12名ということで、この三、四年間はずっとそういう形で支援学級の在籍生徒数が増えていることとなっております。

また、4月になりましたら、正式な数字が出ますので、この場でご報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○（井上委員長） これより質疑に入ります。

（3）平成27年度愛川町就学措置について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

○（梅澤委員） ちょっと質問よろしいでしょうか。梅澤です。

小学校の就学指導委員会答申の縦の合計がなぜ30になるのか、ごめんなさい、もう一度教えてください。同じく右側の就学措置の合計が30になる理由がわからなかったのです。

○（藤本指導室指導主事） すみません、そうですね、今、ぱっと、おっしゃられたところを見まして、31になっておりますが、確認させていただいてよろしいでしょうか。30件のほうが正しいはずですので、どこか1件減となると思います。申しわけございません。

○（井上委員長） 最近の傾向でいいんですが、就学指導委員会の答申が出て、それを保護者のほうでそうでないという、そういう希望ではないというようなものが必ず出てくると思うんですね。その傾向としては、今の傾向では、その答申に割と従う保護者のほうが多いということなんですか。この1というのが少ないと見るのか、それとも、本来、ずっとゼロになっていたんだけど、やっぱりこういう保護者が出てきた、受け入れられないという保護者が出てきたということなんですか。傾向としてはどうですか。

○（藤本指導室指導主事） 例年、やはり、答申をもとにお話をするんですが、最終的には保護者と本人の任意での決定となるんですが、この今回の1件というケースは、数字で言うと、例えば、自閉症・情緒からなっていますが、例年、1、2件は起こっている中でのもので

すので、今回が少ないということでもないですし、大体このような形で、多いときで3名ほどということなんです。

基本的には、就学指導委員会の相談にかかる前の場で各学校が丁寧につながった上で出てきますので、その答申に沿わない形は、5年単位とかで見れば、多分、過去5年前と今とで見ると減ってきているかなという感じはございます。

○（井上委員長） ありがとうございます。

では、そのほかよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） では、ほかに質疑がありませんので、（3）平成27年度愛川町就学措置についてはご了承願います。

それでは、日程3、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

◎日程第4 **【非公開】**

議案第15号 愛川町立小中学校長及び教頭の任免内申について

◎日程第5

○（井上委員長） 会議を再開いたします。

次に日程第5、議案第16号 神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会規約についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○（熊坂教育長） 議案第16号 神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会規約についてでございますが、別紙のとおり、最終案がまとまりましたので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。

なお、内容につきましては、担当よりご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○（藤本指導室指導主事） こちら、議案、おめくりいただきまして、神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会規約でございます。

この文書につきましては、先月の定例協議で内容等を見ていただきまして、ご指摘がある部分があれば修正という形を考えておりましたが、特にその場でなかったために、こちらも再度文言はチェックいたしました。前回と変わらない形で規約の案として提案させていただくものとなっております。ご協議をよろしくお願いたします。

○（井上委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） よろしいですね。前回と同じですものね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） では、特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第16号 神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会規約について、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号 神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

○（井上委員長） 次に、日程第6、議案第17号 愛川町いじめ問題調査委員会及び愛川町いじめ問題検証委員会条例についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○（熊坂教育長） 議案第17号 愛川町いじめ問題調査委員会及び愛川町いじめ問題検証委員会条例についてでございますが、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されましたことに伴い、重大事態への対処のため、この2つの委員会に係る条例を定めるため、別紙案のとおり議会に提案したいものでございます。ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。

なお、内容につきましては、担当よりご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○（板橋指導室指導主事） それでは、1枚おめくりいただきまして、まず、こちらのほうが条例の本文という形になります。それから、先ほど追加で1枚配らせていただきました定例会資料のほうに少し概要ということでまとめさせていただきました。

先ほど教育長からのお話もありましたとおり、いじめ防止対策推進法に基づいて、児童・生徒が自殺等をしようとした場合の重大事態に係る事実関係を明確にし、当該事態に適切に

対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために、教育委員会の附属機関として愛川町いじめ問題調査委員会を、町長の附属機関として愛川町いじめ問題検証委員会を設置することで今回の条例を制定するものでございます。

設置につきましては、今お話ししたような内容になります。もし、学校で重大事態が起きた場合に、そこの報告を学校から教育委員会のほうに上がってくると、その場合に、教育委員会のほうでそれについて学校の調査が不十分であるというときに、この愛川町いじめ問題調査委員会を設置しまして、外部、有識者を委員にして調査をするということができるといのがいじめ問題調査委員会です。

さらに、その調査委員会の結果を町長に報告したときに、町長のほうでそれについて再検証をする必要があるというときにこの検証委員会が設置されるものでございます。

所掌事務のほうをご覧ください。第2条関係です。いじめ問題調査委員会はいじめ防止対策推進法の中の28条1項というところに基づいて、重大事態に係る事実関係を明確にするため、調査を行うということでございます。教育委員会が諮問いたしまして、調査及び審議し、その結果を答申し、または、意見を協議すると。

それに対しまして、いじめ問題検証委員会は、30条2項に基づきまして、町長が教育委員会から報告を受け、その重大事態への対処または当該事態と同種の事態の発生を防止するため必要があると認めるとき、町長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申するというものになります。

3の委任につきまして、3条関係ですけれども、委員につきましては、それぞれ委員5人以内でもって組織し、次に掲げる者のうちから調査委員会については教育委員会が、検証委員会については町長がそれぞれ委嘱するものとしております。

調査委員会につきましては、弁護士、医師、その他教育委員会が必要と認める者ということです。想定としては、心理の専門家、福祉の専門家、学識経験者等を考えております。

それから、検証委員会につきましては、弁護士、医師、その他町長が必要と認める者ということで、これも同じように考えておりますが、委嘱に当たっては、児童・生徒または保護者の意向を尊重しながら、当該調査等の公平性・中立性の確保できる者を選定するというふうに項の中でもうたわれておりますので、その事案が起きたときに内容も検討してそのような趣旨にのっとった人選をというふうに考えております。

それから、一つの事案に対して、もし、調査委員会及び検証委員会が設置されたときには、調査委員会と検証委員会の委員を重複することはしないというふうに書かれておりますので、

そのように考えております。委員長及び副委員長については4条関係で定めております。

それから、招集については、会期の開催・議事等については5条関係で規定しております。

それから、庶務につきましては、調査委員会の庶務は、教育委員会指導事務主幹課ということで、現では指導室、それから、検証委員会の庶務については、町長部局総務主幹課ということで総務課というふうに考えております。

そのほか、必要なことは委員長が委員会に諮って定めるものとして、今度の3月議会で上程して、4月1日よりというふうに考えております。

以上です。

○（井上委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

○（榮利委員） 2つあるんですけども、まず、調査委員会の委員の任期ですね。それは、委嘱の日から答申までとなっていますが、それは明確な日付は決められるんですか。

○（板橋指導室指導主事） 基本的には、その答申を返した時点で解散するというような形になりますので、答申ができるまでにその委員会がどの程度時間がかかるのかというのは当然案件によりますので、規定にのっとって、多分、会議の最後でこれにて任期を終了するというような形になるのかなと思っています。

事例で言うと、大体10回程度やっているということで、任期についても、事例にも当然よると思います、委員さんの集まり具合にもよるとは思うんですが、そんなに長くはないのかなと。前回、神奈川県で、湯河原で起きたときは、半年弱ぐらいだったと思っていますが、それはケースに多少よるかなというところはあるかと思っています。

○（榮利委員） もう一点は議事録なんですけれども、原則非公開になるんですかね。両方の委員会、調査委員会、検証委員会。

○（板橋指導室指導主事） そうですね、そこの所掌の細かいところまでの想定はまだ細かく詰められてない部分もあるんですが。ちなみに、湯河原町では、議事録自体は公開されています。ただ、大分、個人名とかそういうところは当然保護の関係で塗られているところがありますが、その上で、PDF等で全国から見られるような形での公開となっていますので、ここら辺は、そのような形かなというふうには想定はしておりますが、そういうところも含めて、多分、委員会の所掌事務の中にも入ってくると思っています。

○（榮利委員） そこのところが非常に難しいと思うんですけども、従来は、問題が起こってから調査委員会をつくって、検証委員会という話になりますよね。実際に愛川町で問題が

発生した場合に、ほとんどそうなんですけれども、警察が入ってきますね。そうすると、調査委員会の委員を決める前にいろんな指示が出るわけですよ。その調査委員会を設置するという条例をつくると、警察との関係はどうなるんですかね。私もよくわからないんですけれども。問題が発生した後に、条例に基づいて調査委員会をつくったときに、既に問題は発覚していて、警察が入ったときにその調査委員会と警察との関係はどうなるんですかね、よく私もわからないので確認したいんですけれども。

- （板橋指導室指導主）　そうですね、本当に想定の中でのお話なんですけれども。ただ、愛川町は学校警察連携制度のほうを締結させてはもらっていますので、ある程度の情報交換は正式にもできるかなと思っています。

そこと、また、検証委員会の部分というのはちょっと違うかなとは思っていますけれども、検証委員会自身は、検証委員会及び調査委員会は、その委員会で、想定としては、アンケートとかによって聞き取ったり、学校で聞き取った以上にもう一度再調査をすとか、その後は、場合によっては関係者に呼び出して、それについてもう一度確認をすとか、そういう権限は与えられているのかなと思っています。

- （榮利委員）　わかりました。

- （井上委員長）　私、よろしいですか、関連しますけれども、年度初めの4月1日に設置ではないわけですよね。問題が起きたときに設置するわけで、そのときから立ち上げるということは、ふだんはないわけで、起きたときに、例えば、調査委員会、弁護士から1名、1名って決まっていない、全体で5人だけでも、医師からということがあったときに、急にぼんと話が出てくるわけで、現在のところは、弁護士の何かそういう会があるのか、そこには話が行っていて、こういうことがあるときに1名出していただけますよという事前の話というのは、今の段階ではもう進んでいるんですか。それとも、まだそちらのほうはこの話が全然わからなくて、これからということになっているんでしょうかね。

- （板橋指導室指導主事）　今の段階で具体的には、話は、そこは進んではいません。ただ、県のレベルで、県の教育委員会と各職能団体のほうでこういうことがあったとき協力をお願いしますということで既にお約束はいただいていますということの通知はいただいている、そういうことや、近隣のそういう団体等との連携は必要になってくるかなとは考えていますが、先ほどもありましたように、もし、事案が起きたときに人挙げをしたとしても、場合によっては、保護者とのやりとりの評価でちょっと変わることもあり得るので、想定は当然つくっておきますけれども、そのままできるかどうか難しいところがあるので、本当にここ

については実際に事案が起きてから具体には動き出す、そのための、条例についてはこの時点で全て整えておくというような形になるかと思えます。

- （井上委員長） 具体的に起きてからじゃ、人選をして立ち上がるまでの期間がかかってしまうかもしれないということは考えられますよね。

そのほかいかがでしょうか。

（発言する者なし）

- （井上委員長） そのほかよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） 大変難しい問題ではあると思いますが、今のところはきちんと進めていただいているということで。

では、ほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第17号 愛川町いじめ問題調査委員会及び愛川町いじめ問題検証委員会条例について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号 愛川町いじめ問題調査委員会及び愛川町いじめ問題検証委員会条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7

- （井上委員長） 次に、日程第7、議案第18号 愛川町教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び愛川町長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- （熊坂教育長） 議案第18号 愛川町教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び愛川町長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、御存じのように、本年4月1日から改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行となります。そのことに伴い、教育長が特別職の位置づけになるということから、関

係条例の一部を改正するため、別紙案のとおり議会に提案をしたいものでございます。

なお、細かい内容につきまして、担当よりご説明を申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- （沼田教育総務課長） それでは、お手元の資料の3分の1の第1条関係、愛川町教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

初めに、題名、趣旨規定の改正につきましては、給与関連条項を他の条例に移行することに伴いまして、本条例の名称を愛川町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件等に関する条例に改めるとともに、趣旨規定の文言の修正を行うものでございます。

次に、給与関連条項の削除につきましては、教育長の給与関連条項を他条例に移行するため、本条例から削除するものでございます。

次の勤務時間条件関連の条項の整理は、給与関連条項が条例の移行に伴いまして、勤務条件関連条項の文言の整理を行うものでございます。

3分の2を、次のページをご覧いただきたいと思います。

勤務専念義務の免除であります。教育長に課せられます勤務専念義務について、1号から3号までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができ旨を規定するものでございます。

次に、3分の3、次のページをお開きいただきたいと思います。

第2条関係でございます。愛川町町長等常勤の特別職の給与に関する条例新旧対照表でございます。

こちらも愛川町町長等常勤の特別職の給与に関する条例であります。教育長が常勤の特別職となることに伴い、新教育長の給与に関する条項について定めるものでございます。

改正案につきましては、第1条に教育長を定め、別表第1、2条関係、給料月額61万9,000円、こちらは現行と同じでございます。別表第2、12条関係、旅費を副町長と同額、こちらも同じく現行と変更はございません。というように定めるものでございます。

以上です。

- （井上委員長） 説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたらお願いします。

梅澤委員。

- （梅澤委員） 現行の教育委員会の委員長の仕事と現在の教育長の仕事が合わさって行われるのが新教育長ということによろしいですね。

現行の教育委員会委員長のご報酬は、一般的教育委員よりもたしか増額されていると思われます。今回の議案第20号によりますと、8万6,000円その差額があると、つまり、その現行の委員長が、それだけ大変な職務をされているから多分その差があるんだろうと解釈がしやすいところなんですけど、教育長の仕事が現在の教育長の仕事プラス教育委員長になるにもかかわらず、給料月額が変わらないその理由について教えていただけたらと思います。

- （佐藤教育次長） 今、梅澤委員さんおっしゃったところはなかなか課題といいますか、ほかの市町村においても職責が重くなるのに給与が変わらないのかということがございます。どこの市町村もちょっと検討はしているようなんですけれども、本町でも検討したんですけれども、非常に難しいのは、町長、副町長の特別職給与というのは、特別職の報酬審議会を開いていかほどがよろしいかという議論をして決まっております。そこのところへ、今まで一般職であった教育長さんが入り込んで、仕事が重くなって入り込んできたんですけれども、これをですね、そこで上げてしまうということの根拠、考え方、議論、何もしない状態で上げるというわけにもいきませんので、本当に教育長さんがいる前で話しにくいんですけれども、どこの市町村も現行の報酬額がそのまま移行するという考えです。

そもそも、ですから、この条例改正の今やろうとしていることは何かといたら、同じ金額のままなのになぜ条例をいじくらなきゃいけないのということなんですけれども、今まで教育長さんは一般職でありました。教育特例法というもので、別個の条例で教育長の給与なんかを定めなさいと、そういうふうになっていたんですけれども、教育特例法でいう、教育長は一般職だから、給与、別の条例つくりなさいよと言ったところが、一般職じゃなくなります。

なぜ、一般職でなくなるのかといたら、この前もお話ししましたけれども、町長から、首長から直接今度は任命されるようになりますから、一般職じゃなく特別職だということになります。今度、特別職になると、全国の市町村どこもそうなんですけれども、特別職の方のための専門の条例を持っています。町長と副町長、昔で言えば、収入役なんかもありましたけれども、その条例がありますので、今、教育長さん、一般職だから一般職専門の条例がありましたけれども、特別職に変わって、そのままの条例であるんじゃないかと、町長、副町長と同じ仲間というか、ジャンルといいますか、そちらのほうに位置づけるということになったんで、今回、条例は動かすんですけれども、本当はそのところで、今、梅澤委員さんがお話ししましたように、移すのはいいんですけども、果たして報酬の額が適切なのかというところの一番大事な議論が実は、しなきゃいけないところなんですけれども、しにくい

といたしますか、ということになります。

じゃ、このままいくのかとなりますと、次回といたしますか、この特別職の報酬は、さっき言いましたように、外部の人が入った特別職報酬審議会で金額については議論しておりますので、今度、教育長さんもその特別職に位置づけられますので、今度開かれる特別職の報酬審議会の中では、当然、その職責に応じた報酬額ということで議論がされて、変動があるんじゃないかとは思っております。

ただ、これも言いにくいんですけども、今、全国的に町長、副町長の報酬額もどんどん上がっていくという傾向ではない中にありますので、町長、副町長の報酬額よりも超えるということはないと、近づく範囲での調整がこれから図られるべきであろうし、そうなるんじゃないかとは思っています。

今回につきましては、ちょっと長ったらしい説明をしましたがけれども、改正をしにくいといたしますか、そんな状況であります。重々承知はしております。

○（梅澤委員） わかりました。ありがとうございます。

では、根拠のところ、その差額8万6,000円を月額割りするとおよそ7,000ちょっとですよ。例えば、それを上乗せするというのは根拠になると思うんです。一気にぼんと上げるかどうかは、上げていただけるなら、それにこしたことはないなと我々委員は思っているんですが、全く同じ、よその市町村と右へ倣えだけではない何か議論があるといいなと個人的に考えています。差額、委員長と委員の差額8万6,000円を月額割りした分の上乗せは根拠の一つかなと思います。

以上です。

○（井上委員長） 私、関連して、今、次長がおっしゃった内容というのは、町で検討された結果そうなったということなんですけれども、ほかの自治体のことも当然参考にされていると思うんですけども、報酬自体は自治体によって全然違いますよね。それは、今おっしゃったところで決めるところなんですけれども、そこに、特別職に入っていくときに、副町長または副市長と同じにするというやり方そのものは大体どこも同じで、みんなそういうやり方をしようというか、お互いに連携というか、話し合わなくてもいいんですけども、暗にそういう方向でいきましょうというのはあったということですか。

それとも、たまたまそうなっちゃったという、たまたまよそのところも全部そういう、今回のテクニックとしてやり方をしたということですか、同額にするというのは、副町長、副市長と教育長を同額にする……ごめんなさい、ちょっと勘違いした。町長の、そのところ

に、今までどおりのところに入れていくというやり方については、ほかのところも全部同じで、それは様子見ながら決めたということですか。

○（佐藤教育次長） その、町長と副町長に関して定めてある条例の仲間に入れることについては……

○（井上委員長） 同じですね。今のまま、現行のまま入れるというテクニックについても……

○（佐藤教育次長） 現行のままって、額のことでですか。

○（井上委員長） 今の梅澤委員の話では、プラスにしないわけですよ。プラスにしない、現の報酬で入れていくわけだから、そのやり方というのは、ほかの自治体もみんな同じなのではないでしょうか。

○（佐藤教育次長） 神奈川県下ですと同じですね。

○（井上委員長） 全部そうなるのでしょうか

○（佐藤教育次長） まだ議論しているところが…。

○（馬場副主幹） 訊いた範囲では同様なんですけれども、これからこの条例を、議会に上程していきますので、その結論を見ないと、必ずしも一緒かどうかは…。

○（井上委員長） 一緒かどうかは分からないとのことですね。

○（佐藤教育次長） 100%同じ額のまま移行するかどうかについては、すみませんが、今の段階ではわかりません。

○（井上委員長） もしかすると、開いてみたら、ある自治体では上乘せして入れるという、今のような趣旨で入れるというところがあるかもしれない……。

○（佐藤教育次長） かもわかりません。

○（井上委員長） あるかも知れないですね。

○（佐藤教育次長） それから、条例改正をこの3月に上程するところもありますし、まだ教育長の任期とか、全ての自治体で一斉4月1日スタートじゃありませんので、これから、来年、再来年あたりに教育長の任期が来て、そこで切りかわるなんていうところは違う考え方をとるかも知れませんけれども。

○（井上委員長） いずれにしても本町はこういう考え方をとったということですね。わかりました。

その他よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） では、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第18号 愛川町教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び愛川町長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について、本案を原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号 愛川町教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び愛川町長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

- （井上委員長） 次に、日程第8、議案第19号 愛川町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- （熊坂教育長） 議案第19号 愛川町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてでございますが、今、お話しになっておりました法律の改正により、教育長が特別職になること、また、愛川町の現在行っております図書館構想策定委員会、これがここで終了になりますことから、これに関します愛川町附属機関の設置に関する条例の一部を改正するために議会に別紙案のような形で提案をしたいものでございます。ご審議の上、お認めいただきたいと思います。

なお、内容につきましては、担当よりご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

- （沼田教育総務課長） それでは、愛川町附属機関の設置に関する条例の新旧対照表をご覧くださいと思います。

先ほど、教育長さんのご答弁にもございましたが、初めに、教育委員会制度改革の関連でございますが、新教育長が常勤の特別職となることに伴いまして、特別職報酬等審議会において教育長の給料の額を審議できるよう設置目的の改正を行うものでございます。

また、教育委員会制度改革とは別に、図書館構想の策定が終了しましたことから、附属機

関である図書館構想策定委員会を廃止するものでございます。

以上です。

○（井上委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長） 特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） では、特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第19号 愛川町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号 愛川町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9

○（井上委員長） 次に、日程第9、議案第20号 愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○（熊坂教育長） 議案第20号 愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、幾つか条件がありまして、御存じのように、いじめ防止対策に係る条例の提案をいたしました。その中の委員の関係、また、地方教育行政の組織及び運営に関する条例の一部改正、さらには、愛川町図書館構想策定委員会が廃止になった関係に伴いまして、条例の一部を改正するために、議会に別紙案のとおり提案したいものでございます。

内容については担当よりご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

- （井上委員長） 教育総務課長。
- （沼田教育総務課長） それでは、愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

初めに、教育委員会制度改革の関連でございますが、教育委員長の職が廃止されることに伴いまして、同委員長の報酬項目を削除するものでございます。こちらの別表1の2条関係でございます。

こちらが、教育委員会委員長年額42万8,000円、こちらが削除されまして、その下の同委員、こちらも同委員から教育委員会委員、そして、「同」がまた年額に変更になります。

次に、図書館構想策定委員会を、こちらを削除するとともに、今回ご審議いただきました町いじめ問題調査委員会及び町いじめ検証委員会条例の制定に係り、各委員会の委員さんの報酬を定めるものでございます。

こちらにつきましては、77、図書館構想策定委員会委員、同8,000円、こちらを削除しまして、新たに、78番、いじめ問題調査委員会委員、日額8,000円、79、いじめ問題検証委員会委員、同8,000円を定めるものでございます。

以上です。

- （井上委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたらお願いします。

梅澤委員。

- （梅澤委員） このいじめ問題調査委員会委員の日額について教えてください。ほかの自治体でもおおよそのくらいの額なのでしょうか。

- （板橋指導室指導主事） 他の自治体もいろいろ聞き取っておりまして、額は結構ばらばらです。低いところは、厚木はもっと低かったりとかしますし、町の場合は、一応8,000円ということになっているんですが、これはあくまでも普通の委員さんがなった場合で、想定しているような委員さん、医師であるとか弁護士であれば、そのほかにこの項目の最後のところに、医師、弁護士等その他学識経験者等については1万円とするというような規定もありまして、一応、想定としては1万円ぐらいを想定しております。

また、その職のほうのやりとりで、場合によっては、そのほかの設定もできるというふうに聞いていますので、それも含めてこの額で、とりあえず、これは委員報酬の規定ということですので、一般の方がなることは余りないと思うんですけども、なった場合にこの額でというふうに考えております。

○（梅澤委員） わかりました。

○（佐藤教育次長） 補足説明しますと、本町の附属機関なんかの条例では、一律今8,000円、今話しましたように。専門職の大学の先生だとか弁護士さんとかいろいろあるんですけども、1万円ってあります。ただ、条例の中でもう一個規定がありまして、特別の事情がある場合は2万3,000円までお支払いすることができる規定というものについておりますので、1万円なんですけれども、1万円ではなかなか来ていただけない職種ですから、最大2万3,000円まではお支払いすることができるという規定はありますので、それが幾らになるかということはそのときにちょっと調整をさせていただくことにはなります。

ただ、条例の表現上は8,000円、実際払える額が8,000円という意味ではないです。

以上です。

○（梅澤委員） 安心しました。弁護士の方をお呼びするのに、これはちょっと無理だなと思った。

○（佐藤教育次長） 8,000円で来ていただければ、我々、それはそれでよろしいんですが。

○（梅澤委員） わかりました。

○（井上委員長） そのほかよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） では、そのほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第20号 愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号 愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 【非公開】

議案第21号 平成26年度愛川町教育委員会表彰（随時）被表彰者の決定について

◎日程第 1 1

○（井上委員長） 次に、協議事項であります、（1）平成27年度教育予算についての説明をお願いします。

○（佐藤教育次長） それでは、平成27年度予算についてご説明をいたします。資料4をご覧くださいと思います。

平成27年度のまず一般会計の予算額であります、117億4,400万円で、前年度に比べて2億4,300万円、率にして2%の減となっております。

その主な減の要因であります、また後ほど説明しますけれども、町税の減収、それから、普通交付税が不交付となるように見込んでおりますので、そうした関係で相当落ちております。

続いて、特別会計のところなんですけれども、各特別会計と水道事業会計合わせた総額が、表の一番下にありますとおり、合計で236億4,300万円、前年度に比べますと9億3,400万円、率にして4.1%の増で、全体では、過去最高の予算額となっております。

その大きな理由でありますけれども、国民健康保険特別会計が7億7,000万ほど伸びております。これ、医療費の増に伴うものであります。それから、介護保険特別会計も増になっております。これは、高齢化の進行に伴う介護給付費の増などによるものであります。

一般会計は減になっていきますけれども、特別会計のほうが増額になっておりますので、町全体の総合計では過去最高の予算額となっております。

次のページ、2ページをお開きください。ページが2種類打ってありますけれども、右の隅っこのほうのページでお話をいたします。2ページをお開きください。

最初に歳入であります。

初めに、①の町税でありますけれども、74億2,800万円、前年度に比べて、これが3,400万円余りの減となっております。

この減の要因でありますけれども、少子高齢化の進行を反映して、個人町民税が減収となっております。それから、法人町民税につきましては、景気は回復傾向にありますので増収なんです、国の税制改正ですね、法人町民税の関係の税制改正がございまして、そちらのほうは減収となってしまいますので、ほぼ横ばいとなって、以上のことが主な要因であります。

それから、ちょっと飛びまして、6番目に地方消費税交付金というのがあります。これは、消費税率が5%から8%へ改正に伴う増収分が1年間通して平年度化されますので、前年度

に比べて2億4,000万円ほど増となっております。

それから、10番目の地方交付税でありますけれども、地方交付税の中には普通交付税と特別交付税と2つあるんですが、普通交付税が不交付になりますので、その関係で6,600万円ぐらいの減、特別交付税についても、普通交付税が不交付となった場合の計算がいろいろあるんですけれども、前年比でやっぱり2,400万円ぐらい減になりますので、いろんなこと全部総額を合計しますと、合計では9,000万円ほど減額となるものであります。

次に、14番目の国庫支出金、これが前年度に比べて1億1,000万円ほど減となっております。これにつきましては、消費税の改正に伴う低所得者や子育て世帯向けの臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、こういったものがあつたんですが、これらの減額が主な要因であります。

それから、飛びまして、最後に21番、町債というのがあるんですが、これは道路の整備をしたり、そういったときに借入れをするのでありますけれども、前年度に比べまして、これも減になっておりますが、これは、大きな要因は、普通交付税というのがもらえるのであれば、借入れも一緒に認めてもらえるような制度になっておりますが、普通交付税がもらえないと、不交付になることによりまして、それとセットで、臨時財政対策債という名前なんですけど、借入金が2億4,000万円ぐらい借入れができなくなりますので、その分の減が大きなものであります。

それから、下から2番目のところに○自主財源とありますけれども、町税収入の大きな減収なんかあるんですけれども、自主財源は86億8,800万円余りと、構成比にして74%自主財源ということで、高い率を維持はしております。

それから、3ページをご覧ください。町税の、今度内訳のところでありますけれども、一番上の個人町民税は3,500万円減の19億2,900万円、その下の法人町民税は6億9,900万円、そのほか固定資産税につきましては、土地と家屋につきましては、これは、評価替えの影響がありまして減となっておりますけれども、償却資産のところは増えております。これは、内陸工業団地内の大型の物流施設や工場の償却資産の増などがございますので、こちらのほうは増額となっております。

ずっと飛ばしまして、一番下の町税全体ですね。町税全体では、一番下ですね、74億2,800万円余りとなりまして、前年度と比較して3,400万円の減となっております。

次の4ページをお開きください。3の歳出の目的別でありますけれども、この中の9番目、教育費のところではありますが、教育費は13億228万円ほどで、構成比は11.1%となっております。

ます。前年度と比べまして648万円の減であります。

それから、一番下の表を見ていただきたいんですが、教育費13億228万8,000円の内訳であります。1の教育総務費が3億2,772万1,000円で、構成比が25.2%、2の小学校費が3億1,539万6,000円で、構成比は24.2%、3の中学校費が1億4,103万5,000円で10.8%、4の社会教育費が3億8,375万7,000円で29.5%、5の保健体育費が1億3,437万9,000円で10.3%となっております。

続いて、5ページをご覧ください、4の歳出の性質別でございます。

主なものだけ申し上げますと、初めに、人件費のところは32億9,600万円で、6,300万円ほど増となっておりますけれども、この理由は、選挙や国勢調査の実施、こういったものなどによって増えております。

それから、下のほうにいきまして、投資的経費というのがあります。普通建設事業費5億4,200万円です。主なもので、教育委員会関係では、1号公園のテニスコートの改修工事、それから、小中学校のエアコンの整備に関係します基本実施設計業務委託、それから、文化会館大規模改修工事などが含まれております。

これは、前年度に比べまして2億2,700万円ほど減となっておりますが、その理由といたしましては、26年度で愛川聖苑の大規模改修が終わったこと、それから、道路の整備事業なども減となっております。そういったことから、全体では2億2,700万円の減となっております。

駆け足でございますけれども、全体的にはそのような状況となっております。

6ページからは担当課長のほうからご説明を申し上げます。

- （沼田教育総務課長） それでは、教育総務課指導室教育開発センター関係予算についてご説明いたします。6ページをお開きいただきたいと思います。

02私立幼稚園就園奨励補助事業費であります。私立幼稚園に就園している園児世帯の所得状況に応じて保育料の補助を行うもので、国庫補助分と町単独分の補助金でございます。

国では、幼児教育の無償化を5歳児から段階的に進める予定でありましたが、消費税率の引き上げ延期もあり、無償化が見送られたため、かわりに町民税の非課税世帯に限り、補助単価が第一子に年額19万9,200円から27万2,000円に、7万2,800円の増、第二子が年額25万3,000円から29万円に、3万7,000円がそれぞれ増額になります。

国の補助単価に応じまして、町単独分として7,000円から2万2,000円を助成しております。

あと、私立幼稚園特別支援教育補助金、こちらにつきましては、障害のある園児を受け入

れたときの補助金でございます。1人につき年額12万円から14万4,000円に2万4,000円の増額になります。

そのほかに幼稚園に対する事務費、厚木地区私立幼稚園協会への補助金、私立幼稚園教材費補助金などがございます。

次に、05高等学校等就学助成事業になります。子事業01高等学校等通学助成事業費であります。高等学校等に就学している生徒の家庭の経済的負担の軽減と公共交通機関の利用促進を図ることを目的として、生徒の通学のためのバス代や通学用自転車の購入費の一部助成を行うものでございます。

その助成額につきましては、バス通学者にあつては一人当たり年額1万8,000円、3年間では5万4,000円、自転車通学者にあつては、一人当たり2万円で、在学中1回に限り助成をいたすものでございます。

その下の子事業02高等学校等入学準備金助成事業費であります。準要保護世帯の生徒を対象に高等学校等の入学費の一部2万円を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

7ページをご覧ください。07小中学校国際教育推進事業費であります。日本語指導を必要とする児童・生徒に対し、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、タガログ語、カンボジア語などのできる指導協力者により日本語指導教育を行い支援を図るものであります。

また、国際教育の一環として、英語を母国語としている外国人指導助手を派遣し、小中学校の英語教育の推進を図るものでございます。

8ページをお開きください。

一番上、08小中学校図書指導員派遣事業費であります。(2) 図書館指導員を派遣し、学校図書館運営の充実を図るものでございます。

その下の09小中学校学習活動サポーター派遣事業費ですが、教科学習などさまざまな場面で教職員を補佐する学習活動サポーターを小中学校に派遣し、学校教育活動の充実を図るものでございます。

その下の10小中学校児童・生徒介助員派遣事業費であります。特別支援級に在籍する介助が必要な児童・生徒の学校生活や学習活動を援助する介助員を派遣し、障害児教育の円滑な運営に資するものであります。

9ページをご覧ください。

一番上、11特別支援教育支援員派遣事業費であります。普通級に在籍する発達障害など

の特別な支援を必要とします児童・生徒の学校生活や学習面での支援を行うことを目的に特別支援教育支援員、ふれあいサポーターを派遣し、支援教育の充実を図るものでございます。

同じページの一番下の01教育開発センター管理経費であります。教育開発センターの教育機関としての機能であります課題把握・調査・研究・検証及び支援の充実を図るため、事業展開を行うものでございます。

また、中学1年、2年に新たに小学校5年生を加え、一斉学力調査を行うことで児童・生徒の学びについて分析し、授業改善に役立てるものでございます。

10ページをお開きください。

引き続き県の指定を受け、授業力向上をテーマとしたワークショップや家庭生活にかかわる内容の講演会開催を内容とするかながわ学びづくり推進地域研究委託事業、経費などが主なものでございます。

02教育相談事業費であります。臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラーの派遣や、不登校の児童・生徒のよりどころとしての適応指導教室運営事業費、児童・生徒教育相談事業として学校教育相談員や家庭訪問相談員、支援教育アドバイザーの巡回相談に伴う事業費であります。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、各学校に心理福祉の専門家を含むいじめ防止等の対策組織を設置するほか、重大事態に係る事実関係を明確にし、同種の事態発生を防止するため、いじめ問題調査委員会やいじめ問題検証委員会を置き、より実効的な対策に努めます。

その下の03キャリア教育推進事業費につきましては、中学校2年生を対象に実施する職場体験事業の経費でございます。

次に飛びまして、小学校費、12ページをお開きください。

06学校施設整備事業費であります。経年劣化や管理上必要な学校施設を改修するものでありまして、高峰小学校用水ポンプ交換工事、また、小学校へのエアコン設置に向けて基本実施設計を実施するものでございます。

その下の01給食管理経費であります。安全な学校給食の提供に努めるとともに、全ての小学校の給食調理業務を民間委託するものでございます。

13ページをご覧ください。

児童給食費補助金であります。小学校の全児童を対象に給食費の一部、月額100円を補助し、保護者の経済的負担軽減を図るものであります。

14ページをお開きください。

03要保護・準要保護児童就学援助事業費であります。生活困窮の状況の世帯、保護者の負担軽減を図るため、就学困難な児童の保護者に対し、学用品、修学旅行費、給食費などを援助するものでございます。

15ページをご覧ください。

05情報教育推進事業費であります。パソコン賃借料、パソコンデータセンター保守管理委託料、インターネット通信料等が主なものでございます。

16ページをお開きください。中学校費であります。

06学校施設整備事業費であります。工事につきましては、愛川中原中学校プログラムタイマーの交換工事や、小学校費で説明しましたエアコン設置に向けて基本実施設計を実施するものでございます。

17ページをご覧ください。

01給食管理経費であります。弁当併用によるデリバリー方式の給食運営に努めてまいります。

子事業02給食調理業務委託事業費であります。給食の調理から配送、配膳、洗浄までの一連の業務を民間業者に委託しており、この委託経費であります。

その下の02生徒給食費補助金であります。中学校給食におきましても、生徒全員を対象に給食費の一部、月額1人100円を補助し、保護者の負担軽減を図るものでございます。

下段の02教育振興教材購入事業費であります。教科用教材、学級消耗品、図書購入費などでございます。

以上が教育総務課で所管しております予算でございます。

以上です。

○（山田生涯学習課長） それでは、引き続き生涯学習課が所管いたします予算の概要についてご説明します。座ったままで失礼します。

新規の事業を中心に説明させていただきます。

まず、19ページの下の方になりますが、01社会教育総務管理経費、こちらは地域コミュニティ活動の備品として二井坂区の太鼓等購入事業の補助金を計上してございます。こちらの補助金につきましては、財団法人の自治総合センターが宝くじの収益金をもって助成をしている事業を活用しているもので、27年度は二井坂区が対象となっております。

そして、少し飛ばさせていただいて、21ページ、03青少年健全育成事業費になりますが、こちら、新規ではございませんけれども、まず、愛川町青少年県外交流事業補助金というこ

とで、平成27年度も友好都市の長野県立科町のほうに8月8日、9日、10日の3日間の日程で県外交流を行う予定としております。

今年度までマイクロバス3台で実施していましたが、27年度につきましては、大型バス1台でみんな一緒に乗っていこうということで、その関係で予算額が前年に比べて若干こちらにのせている額は増えております。

それから、その少し下になりますが、住民提案型事業負担金ということで、今年度から行っております住民との協働の事業でございます。読んであげたい、読んでみよう、私たちのブックナビ活用キャンペーンということで、お勧め本のガイドブックを現在作成しております。来年度につきましては、この本を広めていって活用をしていただくキャンペーンを実施することとしております。

それから、次の22ページに移らせていただきまして、一番下になりますけれども、放課後児童クラブ事業費のところ、一番下、㊦備品購入費ということになっております。全6クラブで玩具を購入、レゴブロックが、もともとあるんですが、年々数が減ってきたりしておりますので、補充をいたします。

それから、中津第二小の児童クラブにおいては、カーテンが、もともとの教室のときからあったカーテンで大分傷んでおりますので交換をしております。

次に、23ページに移らせていただきまして、下のほうになりますが、01青少年施設管理経費のところの01のところ㊦草刈り機購入費とございます。こちらにつきましては、坂本青少年広場で臨時職員を雇いまして、特に夏場を中心に草刈りを行っている草刈り機が老朽化したことから新たに買い替えるものでございます。

その下、02児童館施設整備事業費ということで、こちらは毎年各行政区から要望のありました児童館施設の整備事業を委託料という形で出すものでございます。27年度につきましては、7つの行政区からの施設整備に予算を計上してございます。

24ページの上のほうになりますが、㊦で3つあります。

まず、宮本児童館設計業務委託並びに宮本児童館測量調査業務委託であります。こちらは、昭和46年度に建てられました宮本児童館、大分老朽化しております、耐震診断の結果も強度について指摘がされているところであります。こちらにつきましては、平成27年度に設計、28年度に建設工事を考えておまして、27年度はその設計業務の費用を組んでおります。

その下が、児童館等屋外遊具点検業務委託ということで、3年に一度ぐらいのペースで町内5カ所の児童館と青少年広場に設置しております遊具の点検を行うものであります。それ

を業者に委託して実施をいたします。

それから、25ページに移りまして、03公民館維持管理経費のところでご覧いただきたいと思えます。

まず、01文化会館維持管理経費のところ、㊦がございまして。こちらは図書館カーテン交換修繕並びに和室カーテン交換修繕、いずれもカーテンが老朽化しまして、日焼けですとかほつれがあって、穴が空いてきてしまっていることから交換をするものです。

その下、㊧ではないんですが大規模改修工事ということで、本年度外壁改修を行いました。それと、一番屋上の上の塔屋、ペントハウスというところの一番上の部分の防水工事を行いました。来年度は一番広い屋上のシート防水、それと、ひさし、下屋の部分のシート防水工事を行っていくというものです。

それから、交流負荷開閉器等更新工事、これは、高圧の電気を引き込んでおります関係上、こちらは大分老朽化をしておりますので、緊急時に電気遮断等できますよう、新しいものに更新をするものです。

それから、ホール、客席、通路、じゅうたん張り替えです。本来の客席の通路部分がちょっと膨らみが出てきております。そういったことから、つまずくおそれもありますので、この部分の張りかえを行うものです。トイレ床張り替え工事につきましては、1階の女子トイレの塩ビシートにめくれが出てきていることから張りかえるもの、さらに、トイレ改修工事につきましては、文化会館内で、洋式の便座なんです。こちらを温水洗浄機能付きの便座に交換をするもので、6台を予定しております。

次に、02半原公民館維持管理経費でございまして。こちらでは、地上デジタル放送受信用アンテナ設置工事ということで、半原テレビ共同聴視組合が、今年6月ですかね、完全に解散をするということですので、公民館独自のアンテナを設置するというものです。

それから、玄関の吹き抜け照明交換工事ですが、玄関、高いところにある電球の交換、なかなか困難なものですから、幾つか切れたりしているのもあわせて節電と長寿命化も兼ねましてLEDの照明に交換をするものです。

それから、トイレ改修ですが、半原公民館は、1階の男子トイレが大便器は1基しかございまして、それが和式であるということから、これを洋式化するのにあわせて、また、シャワー付き便座に交換をしていくというものであります。

そして、03中津公民館の維持管理経費になりますが、26ページのほうにございまして。会議室、パーテーション修繕ということで、第一、第二会議室の間仕切りのパーテーションが不

具合がありまして、うまく動かないことが多いということでこちらを修繕するものです。

また、中津につきましても、トイレ改修ということで、シャワーつき便座が今1階の女子トイレつだけなんです、1階の男子と3階の女子の2台も交換をしていきたいということとであります。

生涯学習課は以上でございます。

○（井上委員長） スポーツ・文化振興課長。

○（小島スポーツ・文化振興課長） それでは、スポーツ・文化振興課所管の主な関係予算ということで説明させていただきます。座って説明をいたします。

26ページの下段になります、01の文化振興管理経費です。これにつきましては、新町発足の60周年の記念事業といたしまして、若者たちの音楽祭、新規事業として開催をいたします。この委託料ということでございます。本年の12月20日の日曜日、町の文化会館ホールで開催が予定をされております。また、各文化振興団体への補助金というような経費でございます。

続きまして、27ページでございます。03町文化協会の補助金でございます。この経費につきましては、町の文化協会の運営費の補助金、それと、新規ということで、27年度がこの文化協会創立40周年の記念の年ということで、この事業に対します補助金でございます。ちなみに、10月24日、土曜日に町の文化会館ホールで開催が予定をされております。

その下の郷土資料館の管理経費でございます。資料をめぐっていただいて、28ページをご覧ください。

子事業03郷土資料館運営事業費でございます。26年度に引き続きまして、ふるさと愛川写真展の開催経費や、冷凍保存しております鳥類、魚類の剥製の委託料等でございます。

29ページをご覧ください。

03各種スポーツ行事開催事業費でございます。子事業の03スポーツ・レクリエーション大会開催経費でございますが、これにつきましては、本年の10月に開催を予定しておりますスポーツ・レクリエーションフェスティバル、この経費となっております。第1号公園で開催を予定してございます。

下段の04町体育協会等補助金でございます。これにつきましては、町の体育協会の運営費補助金、それと、27年度がこの体育協会の創立40周年記念ということで、この記念事業に伴います補助金でございます。期日を11月15日、日曜日、町の文化会館ホールで開催を予定してございます。

資料をおめぐりいただきまして、31ページをご覧ください。土木費になります。

01公園管理経費でございます。このうちの02と04、公園業務の管理経費、公園の維持管理経費でございます。有料公園施設分はスポーツ・文化振興課の所管になってございます。この経費につきましては、第1号公園のプール管理等の維持管理の関係の委託料というようなことで計上させていただいております。

資料をおめくりいただきまして、続きまして、33ページをご覧ください。総務費になります。

中段です。親事業11の㊦で、新町発足60周年記念サマーフェスティバル開催経費でございます。これにつきましては、新町が発足いたしまして60年目となります本年でございます。記念すべき節目の年と位置づけまして、サマーフェスティバルを開催いたすものでございます。期日につきましては、8月の、現在の段階では23日、日曜日に田代運動公園、また、その周辺を会場に開催を予定するものでございます。その開催経費となっております。

スポーツ・文化振興課所管の説明は以上です。

○（井上委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

では、参考までに、聞き落としちゃったのかもしれないんですけども、歳入のところの、参考までに聞くのですが、地方交付税で不交付団体になって入ってこないというにもかかわらず、予算が1万円というのはどういうことか。

○（佐藤次長） 1万円というのは科目設定だけ、予算科目だけを設けているものです。

○（井上委員長） こういうのはゼロにはしないということですか。

○（佐藤次長） そうですね。

○（井上委員長） 入ってこなくても科目を設けるのでしょうか。

○（佐藤次長） 地方交付税の中でも特別交付税というのは入ってくるんですよ。普通交付税と特別交付税とあって、普通交付税というものの計算は、もう入ってこない。決定していますけれども、特別交付税というのは、各自治体によっていろいろ事情が違います。

例えば、うちで言えば、外国籍が多いとか、あるいは、災害があったとか何かあると、特別、そういうのは入ってきますので、額は少ないですけども入ってくる可能性がありますので、科目は設けています。

○（井上委員長） 可能性がある……単位の1万円というのがわからなかった。

○（佐藤次長） 科目設定だけです。

○（井上委員長） そういうことなの。すみません。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長) ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、協議事項(1)平成27年度教育予算については説明のとおりご承認をお願いします。

◎日程第12

- (井上委員長) 次に、日程第12、その他を議題といたします。

(1)第69回市町村対抗「かながわ駅伝競走大会」の結果についての説明をお願いします。

- (小島スポーツ・文化振興課長) スポーツ・文化振興課です。

それでは、資料5です。両面印刷の一枚物の資料でございます。

先般、2月8日に開催がされましたかながわ駅伝の結果についてご報告をさせていただきます。お手元の資料は結果表ということで両面になってございますが、資料の左側に市町村名がございます。上から当日の総合順位の順番ということでございます。

当日ですが、市が19チーム、町村が11チームで、合わせまして30チームが出場いたしております。

優勝が川崎市、2位が藤沢市、3位が相模原市の順番でございます。

裏面を見ていただきますと、本町、愛川町チームが載ってございますけれども、総合で23位、町村の部では第4位という結果でございました。前々回、昨年は雪で中止でしたけれども、前々回、町村の部で本町は優勝いたしておりまして、今回二連覇を目指しましたが、少し残念な結果ではございました。

このような中で、第6区を見ていただきたいんですけども、ちょうど愛川町を走る区間でございますが、この荻田選手が地元の声援もございまして、区間の第5位ということで大健闘をいたしております。

報告は以上です。

- (井上委員長) 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長) お疲れさまでしたね。

では、特に質疑がありませんので、(1)第69回市町村対抗「かながわ駅伝競走大会」の結果についてはご了承願います。

次に、(2)愛川町議会委員会条例の一部改正についての説明をお願いします。

○(沼田教育総務課長) それでは、資料6、愛川町議会委員会条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

こちらの18条、出席者の出席説明の要求の中に、こちらに現行で、「町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他の法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委員又は委嘱を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。」という現行の項目を、改正案といたしましては、「町長」のあとに「教育委員会の教育長」というような形で改正をするものでございます。

以上です。

○(井上委員長) 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長) では、特に質疑がありませんので、(2)愛川町議会委員会条例の一部改正についてはご了承願います。

本日の案件につきましては全て終了いたしました。各委員からご意見、ご感想等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長) 特にありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○(井上委員長) よろしいですね。

事務局のほうは何かございますか。

(「特にありません」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長) よろしいですね。

それでは、以上で2月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会したいと思います
ですが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、2月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

なお、次回の定例教育委員会の日程については平成27年3月23日、月曜日、午後2時から
201会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

この後、全員協議会を行いますが、暫時休憩いたします。10分休憩の後、45分に開会いた
します。3時45分ですね。よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成27年3月23日

教育委員会委員長

井上正博

教育委員会
委員長職務代理者

平田明美

教 育 委 員

榮利隆一

教 育 委 員

梅澤秋久

教 育 長

熊坂直美

調 整 職 員

馬場貴宏